

勧告

勧告6.14 有毒化学物質に関する勧告

1. 殺虫剤やその他の有毒化学物質の悪影響が、多くの致命的もしくは半致命的な影響を与え、湿地に依存している鳥類・両生類・は虫類・魚類及びほ乳類の多くの種の個体群を含む生物群集の生存を脅かし得ることを認識し、
2. いくつかの合成化学物質を日常的に環境に放出することが、野生生物と人間の内分泌機構への障害の原因となる可能性のあることを憂慮し、
3. 有毒化学物質の環境への影響について全世界的に関心が高まっていることに留意し、
4. 特定の有機汚染物質に対する国際的な行動が必要であることに国際的な合意が得られていることにさらに留意し、
5. アジェンダ21により勧告されている重大な危険を軽減する活動、例えば有毒化学物質の登録(汚染物質の放出と移動の登録—PRTRs)や殺虫剤の削減、及びそれらの実行について国際団体による最近のガイドライン策定などを認識し、

締約国会議は、

6. 有毒化学物質の悪影響が湿地の生態的特性に影響を及ぼしてきており、また生態学的特徴への危険が賢明な利用と両立しないことを認識するよう締約国に求め、
7. 内分泌機構破壊についての解明を促進する科学的研究成果の収集と、影響評価の議定書の策定を目指した事業計画を促進するよう、適当な国際機関に求めることを条約事務局に要請し、
8. 湿地に関係する有毒化学物質の問題の現状について、第7回締約国会議に報告を行うことを、科学技術評価委員会にさらに要請し、
9. ラムサール登録湿地や、その他の湿地に対する汚染影響の改善と防止に関わる各国の努力についての情報を、国別報告書の中に含めるよう締約国に対しうながし、
10. 汚染物質の放出と移動の登録(PRTRs)を含め、危険指標や生物濃縮される化学物質に関する地域住民の知る権利の重要性を理解するよう各締約国に勧告する。

勧告6.15 湿地の復元

1. 多くの国々で湿地が消失または劣化してきており、特に過去50年間には70%もの面積の湿地が消失したことに留意し、
2. このような湿地の消失がとりわけ先進国で多いことを認識し、
3. 1997-2002年戦略計画の行動目標2.6、「復元および機能回復の必要のある湿地を識別し、必要な処置を実施すること」を想起し、
4. 欧州連合では、多く国々が生物多様性の上で不可欠な湿地を維持、復元、あるいは改善するために、助成金を供給していることに留意し、
5. 生物多様性条約(第8節F)および欧州連合の「生息地訓令(1992年5月の理事会訓令92/43/EC)」で、